

第38回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成22年11月9日(火)
地域主権調査特別委員会終了後
議事堂201委員会室

1 子どもを虐待から守る条例(平成16年三重県条例第39号)について

(1) 子どもを虐待から守る条例の運用の在り方について

2 その他

添付資料

資料1 子どもを虐待から守る条例の運用の在り方について意見提出のお願い

平成 22 年 10 月 28 日

議員提出条例に係る検証検討会委員 各位

子どもを虐待から守る条例の運用の在り方について意見提出のお願い(依頼)

現在検証中の子どもを虐待から守る条例(平成 16 年三重県条例第 39 号)の検証の結果、10 月 18 日、子どもを虐待から守るための決議案が可決されたところですが、引き続き、この条例の運用の在り方についてさらなる改善に向け、執行部に対して申入れを行うことも視野に入れ、検討を行います。第 36 回検討会(H22.9.21)において、新政みえから「申入れ事項について」の意見が提出されていますが、改めて各委員又は各会派の意見の提出をお願いします。

なお、執行部に対する申入れの方法、時期等については、引き続き健康福祉病院常任委員会と調整中であり、当検討会においては、当面、この条例の運用に関して申し入れすべき内容について検討を行います。

記

1. 各委員又は各会派意見提出の締切：平成 22 年 11 月 5 日(金)16:00
2. 提出の方法：別紙の様式により、議会事務局企画法務課を通じて座長へ提出。

なお、「意見なし」の場合には、口頭での意見表明可。

座 長 西塚 宗郎

議会事務局企画法務課

電話 059-224-2877

FAX 059-229-1931

e-mail itouh21@pref.mie.jp

提出者 : 会派名又は委員名(連名可)

提出いただいた意見は、取りまとめの上、当検討会の資料として公開する可能性があります。

1. 当該条例の関連条文 [記入例] 条例第 17 条関係 (虐待を行った保護者への指導等)	2. 現行の取組の現状、その問題点 [記入例] 現行、 の場合、(例)児童相談所は、保護支援指針に基づき、 をすることにより、保護者に対する指導を行っている。しかし、この対応では、虐待の再発防止や児童の安全確保の点で不十分とみられる。	3. 委員又は会派の提案する改善策 [記入例] 左記の の場合、(例)児童相談所は、 をすることのみならず、 をすることにより、虐待を行った保護者に対する指導の徹底を図るべきと考える。

【提出締切：H22.11.5(金)16:00】